



環境省報道発表

令和4年5月20日（金）

奈良県の死亡野鳥における鳥インフルエンザウイルス 遺伝子検査陰性について

<奈良県・京都府同時発表>

1. 奈良県奈良市で令和4年5月17日（火）にハシブトガラス2羽の死亡個体が回収され、この2羽について簡易検査を実施したところ、1羽からA型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応が確認された旨の報告がありました。
2. 上記のハシブトガラスについて、鳥取大学で遺伝子検査を実施したところ、5月20日（金）に鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった（陰性）旨の報告がありました。
3. この報告を受け、5月17日（火）に指定した野鳥監視重点区域を解除します。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線 6470）
室長補佐：村上 靖典（内線 6675）
専 門 官：庄司 亜香音（内線 6473）
担 当：宮澤 結有（内線 6477）

■ 経緯

- 5月17日（火）
 - ・ 奈良県奈良市でハシブトガラス2羽の死亡個体を回収
 - ・ 簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
 - ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 5月20日（金）
 - ・ 鳥取大学において遺伝子検査を実施した結果、鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった（陰性）
 - ・ 5月17日（火）に指定した野鳥監視重点区域を解除

■ 今後の対応

- (1) 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所で大病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、引き続き、野鳥における監視を強化します。

■ 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)